

利用上の注意

1.調査の目的

経済センサス-活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2.調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施している。

3.調査日

2016年(平成28年)6月1日

4.集計対象等について

産業大分類「I-卸売業,小売業」に格付けられた事業所のうち,次の全てに該当する事業所について,総務省統計局から提供を受けた本市分のデータを独自に集計した。

- ・管理,補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・「事業別売上(収入)金額」の「卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」及び「小売の商品販売額」を合算したものに金額が有り,かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

5.事業所の産業の決定方法

事業所を産業分類別に集計するための産業の決定(格付け)方法は次のとおりである。

(1)一般的な方法

- ①取扱商品が単品の場合は,活動調査の卸売業及び小売業で用いる商品分類番号(以下「商品分類番号」という。)の4桁で産業細分類を決定する。
- ②取扱商品が複数の場合は,まず卸売の商品販売額(仲立手数料を除く。)と小売の商品販売額を比較し,いずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業かを決定する。産業分類の格付けについては,商品分類番号上位2桁の販売額で分類集計し,その最も大きい上位2桁によって,産業中分類(2桁分類)を決定し,その決定された2桁の番号のうち,前記と同様な方法で上位3桁,上位4桁の順に分類し,産業細分類(4桁分類)を格付けする。

(2)特殊な方法

卸売業のうち「各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」、「その他の各種商品卸売業」及び「代理商,仲立業」,小売業のうち「百貨店,総合スーパー」、「その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」、「各種食料品小売業」、「コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「たばこ・喫煙具専門小売業」及び「無店舗小売業」については,次の方法で格付けを行っている。

※個人経営調査票については、『主な事業の種類又は事業所の形態等』を格付の参考としている。

①卸売業

ア 「5011 各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの)」

表1の財別(生産財,資本財及び消費財)の3財にわたる商品を卸売りし,各財の販売額がいずれも卸売販売総額(仲立手数料を除く)の10%以上で,従業者が100人以上の事業所

イ 「5019 その他の各種商品卸売業」

表1の財別(生産財,資本財及び消費財)の3財にわたる商品を卸売りし,商品分類番号上位3桁の販売額で分類集計した販売額がいずれも卸売販売総額(仲立手数料を除く)の50%未満で,従業者が100人未満の事業所

表1 財別と商品分類

財 別	商品分類番号 上位3桁	次の産業分類に属する品目
生 産 財	511	繊維品卸売業(衣服, 身の回り品を除く)
	532	化学製品卸売業
	533	石油・鉱物卸売業
	534	鉄鋼製品卸売業
	535	非鉄金属卸売業
	536	再生資源卸売業
資 本 財	531	建築材料卸売業
	541	産業機械器具卸売業
	542	自動車卸売業
	543	電気機械器具卸売業
	549	その他の機械器具卸売業
消 費 財	512	衣服卸売業
	513	身の回り品卸売業
	521	農畜産物・水産物卸売業
	522	食料・飲料卸売業
	551	家具・建具・じゅう器等卸売業
	552	医薬品・化粧品等卸売業
	553	紙・紙製品卸売業
	559	他に分類されない卸売業

なお、前頁ア、イについて、生産財、資本財及び消費財の3財にわたる商品を扱っていても、生産財の商品分類番号が「536」(再生資源卸売業に属する品目)のみ、または、消費財の商品分類番号が「559」(他に分類されない卸売業に属する品目)のみの場合には、一般的な方法による卸売業格付けとする。

ウ 「5598 代理商, 仲立業」

卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)と仲立手数料を比較し、仲立手数料は多い場合に「代理商, 仲立業」に格付けする。

②小売業

ア 「5611 百貨店, 総合スーパー」

表2の「衣」, 「食」及び「他」にわたる商品を小売りし, 「衣」, 「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で, 従業者が50人以上の事業所

イ 「5699 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

表2の「衣」, 「食」及び「他」にわたる商品を小売りし, 「衣」, 「食」及び「他」の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で, 従業者が50人未満の事業所

表2 「衣」, 「食」及び「他」と商品分類

衣・食・他別	商品分類番号 上位2桁	以下の産業分類に属する品目
衣	57	織物・衣服・身の回り品小売業
食	58	飲食料品小売業
他	59	機械器具小売業
	60	その他の小売業

ウ 「5811 各種食料品小売業」

中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち, 表3の商品分類番号上位3桁で分類集計した小売販売額が3つ以上あり, そのいずれもが商品分類番号「58」(飲食料品小売業に属する品目)の総額の50%に満たない事業所

表3 飲食料品小売業と商品分類

産業分類	商品分類番号 上位3桁	次の産業分類に属する品目
58 飲食料品小売業	582	野菜・果実小売業
	583	食肉小売業
	584	鮮魚小売業
	585	酒小売業
	586	菓子・パン小売業
	589	その他の飲食料品小売業

- エ 「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」
中分類「58 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち、セルフサービス方式を採用し、売場面積が30㎡以上250㎡未満で、営業時間が14時間以上の事業所
- オ 「6031 ドラッグストア」
小分類「603 医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、次のいずれかの事業所
- ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を小売りしている事業所
 - ・セルフサービス方式を採用しており、「店舗形態」において「ドラッグストア」を選択した事業所
- カ 「6091 ホームセンター」
中分類「60 その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、次のいずれかの事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、金物、荒物、苗・種子のいずれかを小売りしている事業所
 - ・セルフサービス方式を採用し、売場面積が500㎡以上で、「店舗形態」において「ホームセンター」を選択した事業所
- キ 「6092 たばこ・喫煙具専門小売業」
商品分類「6092」(たばこ・喫煙具専門小売業に属する品目)の販売額が小売販売総額の90%以上の事業所
- ク 「61 無店舗小売業」
販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所

6.主な用語の説明

(1) 事業所(卸売業・小売業事業所)

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の区画(一区画)を占めて、単一の経営主体のもとで経営活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所
- ③ 主として業務用に使用される商品〔事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農用器具を除く)など〕を販売する事業所
- ④ 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所(主として管理事務のみを行っている事業所を除く)
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- ⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- ⑥ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- ① 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。
ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類Rーサービス業(他に分類されないもの)〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- ④ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ・インターネット販売の事業所など)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所(1企業1事業所)をいう。

(5) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(6) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(7) 開設時期

平成28年6月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(8) 従業者及び就業者

平成28年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせて「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主で実際にその事業所を経営している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人・団体の役員(常勤、非常勤を問わない。)で給与を受けている者をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている者は、「常用雇用者」に含まれる。

- ④ 「常用雇用者」とは、次のア、イをいい、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」に分けられる。
ア 事務所に常時雇用されている者
イ 期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人

- ⑤ 「正社員・正職員」とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている者をいう。
なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払を受けている者も含む。
- ⑥ 「パート・アルバイトなど」とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている人以外で、例えば、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。
- ⑦ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑧ 「他からの出向・派遣従業者」とは、いわゆる「労働者派遣法」にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所にきて働いている者をいう。
- ⑨ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、いわゆる「労働者派遣法」にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている者をいう。
- ⑩ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものを。

(9) 年間商品販売額

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。ただし、個人経営の事業所については、卸売の商品販売額を仲立手数料に含む。

(10) 売場面積(法人組織の小売業のみ)

平成28年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗(テナント)分は除く)をいう。

ただし、牛乳小売業(宅配専門)、自動車小売業(新車・中古)、建具小売業、豊小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業(宅配専門)の事業所及び個人経営の事業所については売場面積の調査を行っていないため、「不詳」としている。

7.その他

(1) 統計表中の符号用法は次のとおり

「-」・・・該当の数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの

「X」・・・1又は2の事業所に関する数値で、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるために秘匿した数値。また、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係等から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿を行っている。

(2) 統計表の表頭、表側中「不詳」とは、当該項目について調査をしていない項目及び当該項目の数値が得られなかったことを示している。

(3) 本文中及び統計表中の構成比、年間商品販売額においては、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

(4) 本報告書の統計表の数値は、藤沢市で独自集計した数値であり、総務省及び経済産業省において公表される数値と相違がある場合がある。